

## 高知工業高等専門学校安全確保等対策委員会規則

制 定 平成19年3月30日

(設置)

**第1条** 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、高知工業高等専門学校安全確保等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、本校が地域に開かれた安全な学校であるとともに、学生が安心して学生生活を送ることができるよう必要な対策を審議し、「安全で魅力ある高専」を構築することを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 安全確保に関する環境整備に関すること。
- (2) 防犯に対する啓発活動に関すること。
- (3) 事件・事故の早期発見及び緊急対処の方策に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な対策に関すること。

(組織)

**第4条** 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 安全衛生委員会委員長
- (3) 学生相談室長
- (4) 学生主事補佐のうちから校長が指名する者 1人
- (5) 寮務主事補佐のうちから校長が指名する者 1人
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長
- (8) 学生課長
- (9) その他校長が指名する者

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長、副委員長を置き、それぞれ学生主事、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

**第6条** 第4条第4号、第5号及び第9号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

**第7条** 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 委員長は、前項の規定により、本校学生の代表を出席させ、意見を述べさせるよう

努めなければならない。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年12月12日から施行する。